

鯖江市三六武道館施設管理、清掃業務委託 仕様書

1 業務内容は、次のとおりとする。

(1) 就業場所

鯖江市三六町2丁目2-40 鯖江市三六武道館

(2) 就業員数

①施設管理1人(時間額)

②清掃1人(時間額)

(3) 就業日

①施設管理

月、水、木、金、土・・・17時00分から22時00分まで(5時間)

日曜日については、原則8時30分から17時00分まで(8時間30分)

休館日は、就業を不要とする。

・年末年始 12月29日～1月3日

・祝祭日

・毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)

なお、教育委員会が必要と認めるときは開館・閉館することができるものとする。

②清掃

週1回(原則月曜日)・・・9時00分から12時00分まで(3時間)

休館日は、就業を休館日の翌日とする。

(4) 就業業務内容

①施設管理

ア 施設の開錠および施錠をすること。

イ 電灯の点灯および消灯をすること。

ウ 火気および施設、設備、備品などの点検、管理をすること。

エ 週に一度漏水の点検を行うこと。

- オ 窓口、電話の応対業務に関すること。
- カ 備品の貸出および返却の確認をすること。
- キ 施設内外の清掃業務に関すること。
- ク 施設利用者の事故等に対し、処遇および連絡に関すること。
- ケ 退館時、その他就業時間内における施設管理上の業務に関すること。

②清掃

- ア 施設内外の清掃をすること。
- イ その他、就業時間内における施設管理上の清掃業務に関すること。

③業務完了報告書

- ア 業務日誌に業務事項および連絡事項を記入し、毎月1回スポーツ課（監督員）へ提出すること。

（5）委託料の支払い

- 支払いは月払いとし、毎月15日までに業務報告書および請求書を提出すること。

（6）その他、留意事項

- ア 就業時間中は、接客の言動に充分注意し、来館者等に対し親切丁寧な対応をすること。
- イ 就業時間中は、名札および業務にふさわしい服装を着用すること。
- ウ 就業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
- エ 清掃の範囲については別紙図面のとおりとする。